	象者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係	年金額の対象者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係 三の二　加給年金額の対象者の個人番号
第百十四条の七第四号	法	なお効力を有する改正前国共済法
［略］	［略］	［略］
第百十四条の十五第一項第一号	［略］	［略］
第百十四条の十五第一項第四号	四　加給年金額の対象者である配偶者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨	四　加給年金額の対象者である配偶者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨 四の二　加給年金額の対象者（次号に規定する配偶者を除く。）の個人番号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の十九第一号	［略］	［略］
第百十四条の十九第三号	及び生年月日	、生年月日及び個人番号
［略］	［略］	［略］
2　［略］		

		［項を加える。］
	［同上］	［同上］
	第百十四条の十五第一項第一号	［項を加える。］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	第百十四条の十九第一号	［項を加える。］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
2　［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第七条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章―第四章　略］	［第一章―第四章　同上］
第五章　雑則（第三十三条―第三十八条）	第五章　雑則（第三十三条―第三十七条）
附則	附則
（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）	（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）
第十八条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付及び旧国共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第九十六条、第九十七条、第五章第三節（第百十四条から第百十四条の二の二まで、第百十四条の四の三、第百十四条の五第一項及び第二項、第百十四条の十か	**第十八条**　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付及び旧国共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第九十六条、第九十七条、第五章第三節（第百十四条から第百十四条の二の二まで、第百十四条の四の三、第百十四条の五第一項及び第二項、第百十四条の十か